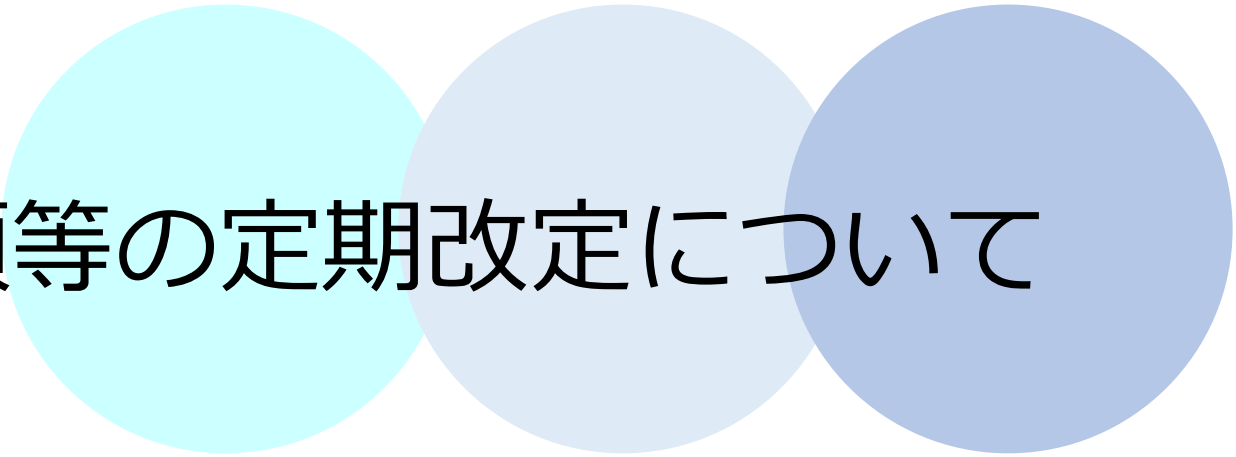




運営権者収受額等の定期改定について

令和7年4月
宮城県企業局水道経営課

1. 運営権者収受額の定期改定の概要（実施契約書 第55条）

- 実施契約書に基づき、各料金等の改定日である令和6年4月1日及び令和7年4月1日に運営権者収受額の改定を行うもの。
- 県が市町村から徴収する料金等（※）の改定については、令和5年9月県議会及び令和6年9月県議会において議決済み（※水道料金及び下水道維持管理負担金）。

<運営権者収受額の定期改定の概要>

①令和6年4月1日定期改定

- **対象事業** : 水道用水供給事業、工業用水道事業、流域下水道事業
- **対象期間** : 水道用水供給事業、工業用水道事業
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）
流域下水道事業
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（1年間）

②令和7年4月1日定期改定

- **対象事業** : 流域下水道事業
- **対象期間** : 令和7年4月1日から令和11年3月31日まで（4年間）
※ 下水道維持管理負担金は、令和6年度定期改定検討段階において物価の安定が見込めなかつたため、令和6年度1年間の「臨時改定」としていた。

2. 運営権者収受額の定期改定のルール（1）



- 運営権者収受額の金額と改定ルールは実施契約書に規定。
- 運営権者収受額の改定は、需要変動（契約水量の見通し等）や、物価変動等（日銀物価指数等の指標）に限定される。

【算出式（定期改定の場合）】 実施契約書 別紙10-3

改定後の月次運営権者収受額 = 月次運営権者収受額 × 変動指標

変動指標 = (**a** × 需要変動比率 × 物価変動比率)
+ (**b** × 物価変動比率) + **c**

a : 薬品費、動力費及び廃棄物処理費の費用構成割合の合計値

b : 人件費、修繕費、保守点検費、償却費、資産減耗費及びその他営業費用の費用構成割合の合計値

c : 公租公課及び事業報酬の費用構成割合の合計値

3. 運営権者収受額の定期改定のルール（2）



➤ 参照される物価指標

物価指標①：宮城県が公表する名目賃金指数（宮城県、電気・ガス・熱供給・水道業、30人以上）

物価指標②：日本銀行が公表する消費税を除く企業物価指数（無機化学工業製品）

物価指標③：日本銀行が公表する消費税を除く企業物価指数（電力・都市ガス・水道）

物価指標④：日本銀行が公表する消費税を除く企業向けサービス価格指数における参考指数としての消費税を除く基本分類指数（総平均）

物価指標⑤：国土交通省が公表する建設工事費デフレーター（税抜）（上・工業用水道）

➤ 需要変動比率：

直後に到来する料金期間における水量見込 ÷ 当初長期水量見込のうち、直後に到来する料金期間に対応する部分の水量見込

➤ 物価変動比率：

人件費の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改定実施年度の3年度前の事業年度1年間における**物価指標①**の平均値÷令和2年度の事業年度1年間における**物価指標①**の平均値）

+ **薬品費**の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改定実施年度の3年度前の事業年度1年間における**物価指標②**の平均値÷令和2年度の事業年度1年間における**物価指標②**の平均値）

+ **動力費**の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改定実施年度の3年度前の事業年度1年間における**物価指標③**の平均値÷令和2年度の事業年度1年間における**物価指標③**の平均値）

+ **修繕費、保守点検費、廃棄物処理費、資産減耗費**及び**その他営業費用**の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改定実施年度の3年度前の事業年度1年間における**物価指標④**の平均値÷令和2年度の事業年度1年間における**物価指標④**の平均値）

+ **償却費**の物価変動費の合計額に占める割合×（直後に到来する定期改定実施年度の3年度前の事業年度1年間における**物価指標⑤**の平均値÷令和2年度の事業年度1年間における**物価指標⑤**の平均値）

4. 定期改定後の月次運営権者収受額（実施契約書別紙3）

（金額：円）

事業種別	事業名	月次運営権者収受額	R6定期改定後 (R7定期改定前)	R7定期改定後	変動指標	比率	
						需要変動	物価変動
水道用水 供給事業	大崎広域水道用水供給事業	112,052,031	113,898,542	R7定期改定該当なし			
	仙南・仙塩広域水道用水供給事業	119,270,785	121,770,225				
工業用水 供給事業	仙塩工業用水供給事業	19,778,905	20,156,863				
	仙台圏工業用水供給事業	10,856,952	11,195,132				
	仙台北部工業用水道事業	4,288,890	4,311,408				
下水道 事業	仙塩流域下水道事業	108,326,251	112,333,687	122,706,627	1.133	1.054	1.130
	R6定期改定後（R7定期改定前）とR7定期改定後との差額			+10,372,940			
	阿武隈川下流流域下水道事業	104,919,260	109,038,850	118,268,503	1.127	1.071	1.121
	R6定期改定後（R7定期改定前）とR7定期改定後との差額			+9,229,653			
	鳴瀬川流域下水道事業	14,107,732	14,380,228	15,464,593	1.096	0.990	1.113
	R6定期改定後（R7定期改定前）とR7定期改定後との差額			+1,084,365			
	吉田川流域下水道事業	38,030,182	38,870,959	41,671,441	1.096	1.026	1.101
	R6定期改定後（R7定期改定前）とR7定期改定後との差額			+2,800,482			
9事業合計		531,630,988	545,955,894	569,443,334			
R6定期改定後/R7定期改定前との差額			+23,487,440				

※ 変動指標等は簡易的に小数点以下3桁で表示している

5. 流域下水道事業における料金期間上限金額の定期改定の概要（実施契約書 第39条）

- 実施契約書に基づき、定期改定実施年度の属する料金期間に適用される料金期間上限金額の改定を行うもの。
- 料金期間上限金額の改定に伴い、事業期間中に実施する流域下水道事業における改築業務に要する費用の総額も併せて変更される。

<流域下水道事業における料金期間上限金額の定期改定の概要>

➤ **対象事業** : 流域下水道事業

➤ **対象期間** : ①令和6年4月1日定期改定

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（1年間）

②令和7年4月1日定期改定

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで（4年間）

※ 下水道維持管理負担金は、令和6年度定期改定検討段階において物価の安定が見込めず、令和6年度1年間の「臨時改定」としていた。

6. 流域下水道事業における料金期間上限金額の改定ルール

- 流域下水道事業における料金期間上限金額の改定ルールは実施契約書に規定。
- 流域下水道事業における料金期間上限金額の改定は、物価変動（国土交通省が公表する建設工事費デフレーター（下水道））に限定される。

【算出式】 実施契約書 別紙9-3

改定後の料金期間上限金額 = 提案書類に記載された料金期間上限金額
× **変動指標**

変動指標 = 直後に到来する定期改定実施年度の3年度前の事業年度1年間における物価指標（**a**）の平均値
÷ 令和2年度の事業年度1年間における物価指標（**a**）の平均値

a : 国土交通省が公表する建設工事費デフレーター（下水道）

7. 流域下水道事業における改築業務に要する費用（総額）（実施契約書別紙3）

（金額：円）

事業種別	事業名	R6定期改定前	R6定期改定後 (R7定期改定前)	R7定期改定後	変動指標
下水道事業	仙塩流域下水道事業	12,322,055,710	12,828,085,560	12,829,173,210	1.091
	改定前との差額		506,029,850	1,087,650	
	阿武隈川流域下水道事業	7,124,795,727	7,343,036,471	7,347,489,265	
	改定前との差額		218,240,744	4,452,794	
	鳴瀬川流域下水道事業	1,557,815,000	1,612,378,792	1,612,496,934	
	改定前との差額		54,563,792	118,142	
	吉田川流域下水道事業	4,993,848,333	5,190,639,636	5,191,015,158	
	改定前との差額		196,791,303	375,522	
4 事業合計		25,998,514,770	26,974,140,459	26,980,174,567	
改定前との差額			975,625,689	6,034,108	

※ なお、上記金額は、定期改定後（令和7年度）の流域下水道事業における改築業務に要する費用の総額（上限金額）を示したものである。